

「 T A S A 会 」 会 員 会 則

(名称)

第 1 条 本会は、TASA 会と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、所属する旅行業者に対して経営を支援する仕組みを提供し、業者の健全な育成を通して旅行業全体の発展に寄与すること、そしてそこで働く人たちの福利厚生の実をを図ることを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は、旅行業振興機構株式会社(以下、TASA と称する)が事業体となって運営し、前項の目的を達成するために下記に記す事業サービスを行う。

- (1) T A S A - U C コーポレートカード規約で示されている範囲内での使用により発生するカード発行元である株式会社クレディセゾンへの債務を保証する。
- (2) 福利厚生に関するサービスを提供する。
- (3) 税務会計、労務、司法行政書士業務に関するコンサルティングを提供する。
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業を提供する。

(会員)

第 4 条 会員とは、本会則を承認のうえ TASA 会への申し込み及び T A S A - U C コーポレートカードへの入会の申し込みをされ、双方の入会を認められた方で、且つ、TASA との間で T A S A - U C コーポレートカードの利用により発生する債務の保証委託契約を締結した方をいう。

(入会)

第 5 条 本会へ入会を希望するものは、TASA に対して TASA 会への入会と T A S A - U C コーポレートカードの発行の申込書を TASA へ提出し、承認を得なければならない。

(入会の拒否)

第 6 条 会員になろうとするものが、次の各号に該当するときは入会を拒否する。

- (1) 役員の中に、過去 5 年以内に旅行業又は旅行業者代理業の登録を取り消された業者の役員になっていた者がいる場合。
- (2) 役員の中に、当会において除名処分を受けた旅行業者等の役員となっていた者がいる場合。

(入会金及び月会費納入)

- 第 7 条
- (1) 本会への入会に際して入会金は不要とするが、入会した翌月よりその会費を月次で納入することとする。支払い期日は前月 20 日(金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日)とし、納入方法は会員の指定する口座からの引き落としとする。
 - (2) 月会費は会員毎に別途定める。

(有効期間)

第 8 条 会員の有効期間は 1 年間とし、TASA 会が認めた場合には、さらに 1 年間の自動延長更新とする。

(退会)

第9条 会員はいつでも退会の申し出ができるものとする。但し、退会希望日の20日前に申し出ることとする。尚、その場合、退会月の会費は返金されない。

(会員資格の喪失)

第10条 TASA 会は、会員に次の事由があるときには、直ちに会員資格を喪失させることができるものとする。

- (1) 会員が本会を退会、もしくは本会の会員資格を喪失したとき。
- (2) 会員が本会則に違反したとき。
- (3) 会員が会費の支払に応じなかったとき。
- (4) TASA が当該会員を当会の会員に相応しくないと判断したとき。

(権利の喪失)

第11条 会員の資格を失った者は、会員としての一切の権利を即日失い、会費その他本会の資産に対して何等の請求をすることができない。

(会長の選任と任期)

第12条 本会の責任者として会長を1名選任する。

- 2 会長は、TASA の代表取締役が兼務し、任期は2年とするが、再任を妨げない。

(本会運営の委託)

第13条 本会の運営全般は、TASA へ委託し、TASA 代表取締役がその最終責任者として業務を遂行する。

(諮問委員)

第14条 本会の運営に際して外部の意見を反映させるために、諮問委員を設ける。

- 2 諮問委員は、TASA 会に所属する旅行会社の経営者、外部の専門業者の中から、TASA が任意で選任する。
- 3 TASA 会会長は、不定期に諮問委員会を招集し、諮問委員はそれに出席する。
- 4 諮問委員会は本会の議決機関ではないが、会の運営全般に対する意見を提案する機関として機能する。

(合意管轄裁判所)

第15条 本規約に関して訴訟の必要が生じた場合には、会員または旅行業振興機構株式会社の本社を管轄する地方裁判所を合意管轄裁判所とする。

(個人情報の収集・利用)

第16条 会員は申込時に必要とされる氏名、郵便番号、住所、年齢、電話番号等の属性情報(以下総称して「個人情報」という)について、本会の運営の為に保護措置を講じたうえで収集・利用することに同意する。

- 2 本会は会員の個人情報を善良な管理者の注意義務をもって管理し、会員のプライバシー保護に配慮するとともに、正確性・機密性の維持に努めるものとする。